

入 札 公 告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がされることを条件とするものです。

平成24年3月23日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長 中野 則夫

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成24年度 水中部施工状況確認業務(電子入札対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、那覇港、平良港、石垣港において発注される工事の水中施工部における施工状況を確認するための潜水調査を実施するものである。
- (3) 業務の内容
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・潜水調査
 - ・業務完成図書作成
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで。
- (5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- (6) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については、入札説明書による。
- (7) 本業務は、低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける試行業務である。

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

競争参加確認申請書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の定期受付(申請)を行っていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

）親会社と子会社の関係にある場合

）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、）については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記）又は）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 設計共同体

上記1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年3月23日付け沖縄総合事務局開発建設部長）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から水中部施工状況確認業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を開札までに受けているものであること。

なお、設計共同体として認める業務区分に留意すること。

(2) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

1) 中立・公平性に関する要件

本業務の履行期間中に工期がある当該業務対象の工事及び業務に参加している者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

当該業務対象の工事及び業務に参加とは、当該工事及び業務を受注していること、当該工事及び業務の下請けをしていることをいう。

資本面・人事面で関係があるとは、次に該当するものをいう。

・一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

・一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

2) 業務実施体制に関する要件

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
設計共同体による場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
業務量に対し、予定担当技術者数が明らかに不足していないこと。

3) 業務実績に関する要件

下記に示される業務について、元請として、平成14年4月1日以降に完了した業務（平成23年度完了予定業務を含む。）の実績を有していること。また、設計共同企業体については、全ての構成員が実績を有していること。但し、沖縄総合事務局（港湾空港関係）又は地方整備局（港湾空港関係）等が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、60点未満の場合は実績として認めない。

・公共機関等が発注した海洋における工事に関する水中部の施工状況確認業務又は海洋における工事に関する水中部における調査業務

注) 公共機関等とは、国、特殊法人・独立行政法人注1)、地方公共団体注2)、地方公社注3)、公益法人注4)、大規模な土木工事を行う公益民間企業注5)をいう。

注1) 特殊法人・独立行政法人とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

4) 配置予定管理技術者に対する要件

配置予定管理技術者は、次に掲げる基準を満たす者を配置するものとする。なお、共同企業体の場合は、代表者となる構成員から配置しなければならない。

配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門 - 建設又は建設部門）
- ・A P E Cエンジニア（業務に該当する部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・R C C M（港湾及び空港部門）又は同等能力を有する者
- ・土木学会特別上級・上級又は一級技術者
- ・発注者支援技術者 種又は 種
- ・公共工物品質確保技術者（ ）又は（ ）
- ・潜水士（厚生労働省免許試験）
- ・発注者が上記と同等であると認めた者

発注者支援技術者とは、公共工事の品質確保の促進に関する地方協議会等が認定した技術者をいう。

配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

下記に示される同種又類似業務について、平成14年4月1日以降に完了した業務実績（平成23年度完了予定業務を含む。）を有すること。なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者だけではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。）。発注者として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託により行った業務実績についても認める。

但し、同種及び類似業務については、沖縄総合事務局（港湾空港関係）又は地方整備局（港湾空港関係）等が発注し、請負業務成績表評定の評定点を得ているものについては、60点未満の場合は実績として認めない。

- ・同種業務 : 公共機関等が、発注した海洋における工事に関する水中部の工事検査の補助業務〔下請け、出向又は派遣、再委託を含む〕
- ・類似業務 : 公共機関等が、発注した海洋における工事に関する水中部の調査業務〔下請け、出向又は派遣、再委託を含む〕

注) 公共機関等とは、国、特殊法人・独立行政法人注1)、地方公共団体注2)、地方公社注3)、公益法人注4)、大規模な土木工事を行う公益民間企業注5)をいう。

注1) 特殊法人・独立行政法人とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構

及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、契約締結日より履行期間中に、本業務の受注者と直接雇用関係にあること。

(3) 競争参加資格確認申請書（技術提案）に関する要件

技術提案（競争参加資格確認申請書のうち様式-6。以下同じ。）の記載内容が以下の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を認めない。

- 1) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
- 2) 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行い、調査基準価格を極端に下回る場合は低入札価格調査後、追加調査を行なうものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以

下、「低入価格調査」という。)であり、低入価格調査の詳細は入札説明書および低入札調査作成要領、低入札調査別紙等によるものとする。

- 3) 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合(辞退を含む)は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- 4) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- 5) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案等の内容に応じ、下記 ~ の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

配置予定管理技術者の経験及び能力
実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

4) 技術評価点における評価基準 詳細は入札説明書による

配置予定管理技術者の経験及び能力
・ 資格要件
・ 専門技術力(同種及び類似業務の内容)
・ 情報収集力

業務実施方針及び評価テーマに対する技術力
・ 業務理解度、実施体制、整合性、的確性及び実現性

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係
電話 098-866-0031(内線2528)
FAX 098-861-3654

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年3月23日(金)から平成24年5月16日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を

除く毎日、9時00分から17時15分まで。

説明書等は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス：<http://www.e-bisc.go.jp/download/>

ただし、紙入札方式参加承諾を得た者は上記．4（1）にて配布する。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成24年3月26日（月）から平成24年4月16日（月）17時15分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）する場合は、平成24年4月16日（月）17時15分（必着）までに、4．(1)に、1部を持参又は郵送するものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は、平成24年5月10日（木）を予定する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により上記(1)に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年5月17日（木）10時00分

2) 紙により持参又は郵送の場合は、平成24年5月17日（木）10時00分

3) 開札は、平成24年5月18日（金）10時00分

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号 沖縄総合事務局 開発建設部
入札室にて行う。

5．その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 手続における交渉の有無 無

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したのものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4．(1)に同じ。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 第三者照査の実施（照査技術者の通知）

1) 受注者は、予定価格が100万円を超えて1,000万円以下であり、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約をした業務においては、照査計画に基づく照査実施時期までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。

2) 受注者は、予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した業務においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得について」（平成19年11月29日付け府開管理第1028号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(8) 受注後の他業務への入札に関する事後制限

本業務を受注した場合、本業務の受注者及び受注者と資本面・人事面で関係のある者、本業務の対象工事及び業務への入札参加及び下請けとしての参加は認めない。

1) 資本面・人事面で関係があるとは、次に該当するものをいう。

- ・ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ・ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(9) 詳細は入札説明書による。

6 . Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :Norio Nakano, Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
- (2) Subject matter of the contract :The confirmation duties of the construction s ituation under the water in the jurisdiction.
- (3) Time-limit to express interests by electric bidding system : 5:15 P.M. 16 April 2012. (by bringing : 5:15P.M. 16 April 2012.)
- (4) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system : 10:00 A. M. 17 May 2012. (by bringing : 10:00 A.M. 17 May 2012.)
- (5) Bid Opening : 10:00 A.M. 18 May 2012.
- (6) Contact point for tender documentation : The Second Contract Section, Adminis tration Division, Development Construction Department, Okinawa General Burea u, Cabinet Office, 2-1-10 Omoromachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-000 6, Japan, TEL 098-866-1901 FAX 098-861-3654